

ハイチにおける大地震に対する緊急無償資金協力について

平成22年1月19日
中米カリブ課カリブ室

1. 概要

14日、我が国は、「当面の支援として、500万ドルを上限とする緊急無償資金協力を行うこととし、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関と協力しながら支援を早急に実施する予定である」旨発表。

その後、関係国際機関と調整してきたところ、本件支援の具体的内容は次のとおり。

2. 供与先及び供与額等

(1) 国際連合世界食糧計画（WFP）

(イ) 供与額：300万米ドル

(ロ) 内容：被災者に対しドミニカ米を配給する。また、人道支援関係者や物資を運搬するための航空サービスの支援を行う。

(2) 国際連合児童基金（UNICEF）

(イ) 供与額：150万米ドル

(ロ) 内容：被災者に対し給水支援を行う。

(3) 国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）

(イ) 供与額：50万米ドル

(ロ) 内容：被災者に対しシェルター支援（テント等の配布）を行う。

(了)